

近江八幡市特定事業主行動計画の実施状況について(平成27年度～平成28年度)

本市では、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条に基づき、平成27年度から平成30年度までを計画期間とする「近江八幡市特定事業主行動計画」を策定し、仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりに取り組んでいます。この計画における主な目標と平成27年度・平成28年度における実績値、および主な取組状況について説明します。

1. 目標値に対する主な実績

	27年度	28年度	目標値
年次有給休暇(年間平均取得日数)	8.6日	9.8日	14日以上
配偶者出産補助休暇(取得率)	87.5%	84.6%	100%
男性職員育児休業(取得率)	0%	0%	20%
女性職員の育児休業(取得率)	100%	100%	100%
女性管理職比率(課長級以上職員)	18.7%	17.3%	20%

2. 主な取組状況

(1)各種制度の周知

次世代育成ハンドブックを庁内LAN掲示板に掲示し、職員への周知を図りました。また産前休暇を取得する女性職員に対しては、ハンドブックを用いて個別に各種制度の説明を行い、取得促進を図りました。

(2)年次有給休暇の取得促進

夏季における年次有給休暇の計画的取得の促進について、7月1日～9月30日を取得推進期間に定め、年次有給休暇の計画的な取得促進を呼びかけました。

(3)非常勤職員の勤務条件改善と人材確保

臨時的任用職員、嘱託員の要綱に保健指導又健康診査、病気休暇の特別休暇を新たに制定しました。また嘱託員については介護休暇を要綱に制定し、非常勤職員の勤務条件を改善し、人材確保につなげる取り組みを行いました。